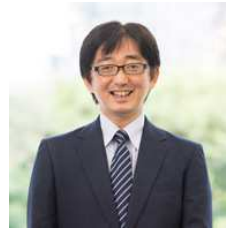


【年末調整について(QA 編)】

こんにちは。副代表の榎本孝史です。
前月号に引き続き年末調整についてお送りしたいと思います。
今回は我々が毎年、年末調整をしていて、よく受ける質問をまとめてみました。



Q 1 : 中途入社の子員の前職の源泉徴収票

今年入社した社員に前職の源泉徴収票を提出するように依頼しましたが、前の職場との関係が悪いらしく、源泉徴収票の入手が難しいと言われました。その場合には当社の給与だけで、年末調整してもいいのでしょうか。

A 1 : 年末調整をせずに本人が確定申告するのが原則になります。

前職の給与があることが明確な場合には、現職の給与だけを対象にして年末調整をすることはできませんので、基本的には前職の源泉徴収票を入手するように指導してください。

それでも難しい場合には、前職の給与明細をすべて提出してもらって、漏れがないことを確認して年末調整をしてあげてください。

それでもできない場合には、残念ですが、年末調整をせずに源泉徴収票を渡して自分で確定申告をするように伝えてください。

また、前職の源泉徴収票の様式が「報酬の支払調書」となっている場合には、事業所得か雑所得として確定申告が必要となりますので、年末調整には含めずに、支払調書は本人に返却してください。

Q 2 : 外国人の扶養控除

外国人社員から回収した扶養控除等申告書に、扶養親族として祖国にいる両親や兄弟など大勢の氏名が書いてありましたが、そのまま扶養家族として年末調整をして良いのでしょうか。

A 2 : 直接送金などを行っている親族に限られます。

以前は外国にいる扶養家族でも、一定の所得以下であれば扶養控除の対象となりましたが、改正により、送金している口座名義の親族だけが扶養控除の対象となりましたので、ご注意ください。

その場合に「親族であることを証明する書類」や「送金したことを証明する書類」を会社に提出してもらう必要がありますので、早めに依頼するようにしてください。

Q 3 : 未締め翌月払いの場合の年末調整

うちの会社は給与の締め日が月末締めで、翌10日が支給日になっています。
年末調整は12月分で翌年1月10日支給分まで含めて計算するのでしょうか。

A 3 : 12月10日までの給与で年末調整します。

年末調整の対象となるのは平成30年中の支給日が前提となりますので、11月分の12月10日支給分までが、年末調整の対象となります。

Q 4 : ふるさと納税・医療費控除

「ふるさと納税の証明書」や「医療費の領収書」を年末調整の際に提出してもいいのでしょうか。

A 4 : 確定申告で使用しますので会社には提出しないでください。

ふるさと納税・医療費控除については年末調整ではなく確定申告での対応となりますので、ご自身で確定申告まで保管をしてください。

Q 5 : 住宅ローンの借り換え

最近の低金利の影響もあり今年に住宅ローンの借り換えをしました。昨年と同じく年末調整でローン控除を受けられますか？

A 5 : 住宅ローン控除の条件を満たしていれば受けられます。

住宅ローンを借り換えた場合でも、新しいローンが住宅ローン控除の要件を満たしていれば、問題ありません。返済期間が10年未満の借入金に借り換えた場合には条件を満たしませんので、ご注意ください。

(副代表/榎本 孝史)